

委員会の管外視察に関する申合せ事項

委員会の管外視察

委員会として、管外視察を実施する必要があると判断した場合は、原則年 1 回（1泊 2 日または日帰り）で実施することができる。ただし、食費等に要する経費は参加委員の自己負担とする。